

■ ■ ■ 年金加入証明書について ■ ■ ■

国民年金または年金未加入の人は、提出の必要はありません。

□ 年金加入証明書の提出が必要な人

厚生年金・共済年金に加入されている人で各種国民健康保険に加入されている場合
※ 全国土木建築国民健康保険は保険証のコピーで可

■ 各種国民健康保険の例

医師国民健康保険、歯科医師国民健康保険、建設国民健康保険、税理士国民健康保険、
薬剤師国民健康保険、食糧国民健康保険 等

□ 保険証のコピーで代用可能な人

下記のような健康保険証をお持ちの場合

- 1 健康保険組合・全国健康保険協会被保険者証
- 2 私立学校教職員共済加入者証
- 3 船員保険被保険者証
- 4 日本郵政共済組合員証
- 5 全国土木建築国民健康保険組合被保険者証
- 6 文部科学省共済組合員証（大学等支部に限ります。）

□ 事業主のみなさまへ

上記1～6の健康保険証等をお持ちでない場合で、厚生年金等に加入されている人は、「年金加入証明書」が必要です。つきましては、下記に証明していただくようお願いします。

年金加入証明書（児童手当・特例給付用）

氏 名	
年金の種類	
基礎年金番号	
現事業所での加入年月日	昭和 平成 令和 年 月 日

上記の者は、上記のとおり年金に加入していることを証明します。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者または責任者

印